

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成 17 年 1 月 25 日

内閣総理大臣 殿

横浜市長 中田 宏

平成 16 年 12 月 8 日付けで変更の認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第 6 条第 1 項の規定及び法附則第 3 条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1 構造改革特別区域の名称
国際 IT ビジネス交流特区

2 変更事項

(1) 8 特定事業の名称

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業 (1131)

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業 (1132)
の追加

(2) 上記 (1) に伴う特区計画別紙の追加

(3) 上記に伴う説明等の修正

3 変更事項の内容

別紙新旧対照表のとおり

(別紙) 新旧対照表

変更前	変更後
4 構造改革特別区域の特性	
<p><省略> この集積を活かし IT ビジネスネットワークを形成するため、地区内の企業が中心になって、横浜市とともに H15 年 3 月から情報交換会、「新横浜 IT クラスター交流会」が開催され、過去 5 回の交流会では、毎回 50～60 社、100 名程度（技術を持った企業に限定）が参加し、新しいデジタル家電機器開発に関する共同開発プロジェクト提案や産学連携のプロジェクトの紹介などが行われ、地区内の企業間や大学との連携が進んでいる。（交流会メンバー企業＝約 100 社）</p>	<p><省略> この集積を活かし IT ビジネスネットワークを形成するため、地区内の企業が中心になって、横浜市とともに H15 年 3 月から情報交換会、「新横浜 IT クラスター交流会」が開催され、過去 5 回の交流会では、毎回 50～60 社、100 名程度（技術を持った企業に限定）が参加し、新しいデジタル家電機器開発に関する共同開発プロジェクト提案や産学連携のプロジェクトの紹介などが行われ、地区内の企業間や大学との連携が進んでいる。（交流会メンバー企業＝約 100 社） <u>平成 16 年 12 月に策定された「横浜市 IT 産業戦略」において、新横浜地区も市内 IT 産業の中心的な拠点として位置付けられている。</u></p>
5 構造改革特別区域計画の意義	
<p><省略> 世界の頭脳や技術の活用 <省略> 日本企業でも、半導体や電子部品などの開発に日本の大学を卒業したアジアの留学生を技術者として雇用したり、インターンとして受け入れを行う例がみられる。特に、インド人技術者は直接本国から数ヶ月間派遣され、客先（オンサイト）で開発を行い、一定期間を経てその後は帰国し、インドで開発を行う（オフショア）形態をとるなど、事業連携の形態が多様化している。また、IT 関連商社では海外の優れた技術を持ったベンチャー企業の社員を従業員として雇用したり、派遣を受けたりして、日本市場でのローカライズやアフターサービスなどにあたらせ、軌道に乗るものに関しては、独立創業させるなど、インキュベーションを行うケースも見られる。 独自の企業誘致制度の活用 <省略></p>	<p><省略> 世界の頭脳や技術の活用 <省略> 日本企業でも、半導体や電子部品などの開発に日本の大学を卒業したアジアの留学生を技術者として雇用したり、インターンとして受け入れを行う例がみられる。特に、インド人技術者は直接本国から数ヶ月間派遣され、客先（オンサイト）で開発を行い、一定期間を経てその後は帰国し、インドで開発を行う（オフショア）形態をとるなど、事業連携の形態が多様化している。また、IT 関連商社では海外の優れた技術を持ったベンチャー企業の社員を従業員として雇用したり、派遣を受けたりして、日本市場でのローカライズやアフターサービスなどにあたらせ、軌道に乗るものに関しては、独立創業させるなど、インキュベーションを行うケースも見られる。 <u>IT 産業を支える人材育成・能力開発</u> <u>2004 年 12 月に策定した「横浜市 IT 産業戦略」の中では、基本戦略の一つとして</u></p>

	<p>「人材育成」を掲げ、IT 産業を担う優秀な人材を育成していくこととしている。IT 産業の分野において国際競争力を維持するためには、世界中から優秀な技術者が集めるだけでなく、地域内で IT 産業分野の優秀な人材を育てる仕組みが必要で、それらが相互に交流することが大切になってくる。特に、大学・専門学校などにおいては、IT 関連の講座を実施したり、研究室での研究活動を行ったりしながら、専門的な技術者を育成するとともに、インターンによる企業派遣や地元企業との共同研究を行うなど、高度で実践的な技術者の育成や、地域の企業・研究者との交流に大きな役割を果たしている。</p> <p>こうした大学・専門学校などが有する IT 技術者育成の教育カリキュラムを、社会人や市民を対象に活用することは、地域に埋もれている人材の育成において非常に高い効果が見込まれており、これらのカリキュラム実施により、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図る。</p> <p>独自の企業誘致制度の活用 <省略></p>
<p>6 構造改革特別区域計画の目標</p>	
<p><省略> 世界の頭脳や技術の活用 <省略> 独自の企業誘致制度の活用 構造改革特区指定による規制の特例措置とあわせて、新横浜地区に的を絞った、「交流特区助成制度」によって IT、バイオ等を重点産業に指定し、集積を促進していく。</p>	<p><省略> 世界の頭脳や技術の活用 <省略> IT 産業を支える人材育成・能力開発 大学、専門学校等において、社会人などを対象とした IT 関連のカリキュラム等を実施し、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図る。</p> <p>独自の企業誘致制度の活用 構造改革特区指定による規制の特例措置とあわせて、新横浜地区に的を絞った、「横浜市重点産業立地促進助成の都心進出特例助成」によって IT、バイオ等を重点産業に指定し、集積を促進していく。</p>
<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす社会経済的効果</p>	
<p><省略> 世界の頭脳や技術の活用 <省略></p>	<p><省略> 世界の頭脳や技術の活用 <省略></p>

独自の企業誘致制度の活用	大学・専門学校等において、社会人などを対象とした IT 関連のカリキュラムを開設することで、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を区域内で推進することができるとともに、IT の開発に携わる技術者のすそ野を広げることにも貢献している 独自の企業誘致制度の活用
8 特定事業の名称	
504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業 507 外国人情報処理技術者受入れ促進事業	504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業 507 外国人情報処理技術者受入れ促進事業 <u>1131 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業</u> <u>1132 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</u>

変更前	記載なし
変更後	<p>別紙</p> <p><u>1 特定事業の名称</u> <u>1 1 3 1</u> <u>修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業</u></p> <p><u>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</u> <u>学校法人岩崎学園</u></p> <p><u>3 当該規制の特例措置の適用を開始する日</u> <u>計画認定の日</u></p> <p><u>4 特定事業の内容</u> <u>(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</u> <u>□初級システムアドミニストレータ講座（実践コース） 別添資料1のとおり</u> <u>□初級システムアドミニストレータ講座（基本コース） 別添資料2のとおり</u></p> <p><u>(2) 修了認定の基準</u> <u>当該講座の3分の2以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。</u></p>

	<p>(3) 修了認定に係る試験の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○修了認定に係る試験は当該講座ごとに2回実施し、実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。 ○修了認定に係る試験会場は当該講座が実施される施設とする。 ○試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。 ○修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。 <p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図るものである。</p> <p>このことから、本当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議するものとする。</p>
--	---

変更前	記載なし
変更後	<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称</p> <p>1132 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>学校法人岩崎学園</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用を開始する日</p> <p>計画認定の日</p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>基本情報技術者講座（実践コース） 別添資料1のとおり <input type="checkbox"/>基本情報技術者講座（基本コース） 別添資料2のとおり <input type="checkbox"/>基本情報技術者講座（専門学校コース） 別添資料3のとおり

(2) 修了認定の基準

当該講座の3分の2以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

- 修了認定に係る試験は当該講座ごとに2回実施し、実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。
- 修了認定に係る試験会場は当該講座が実施される施設とする。
- 試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。
- 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図るものである。

このことから、本当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議するものとする。